

# 利用登録申請と口座振替（自動払込利用申込）の手順

## （ゆうちょ銀行用）

令和5年4月1日更新

ゆうちょ銀行ご利用の場合、他の金融機関と異なる利用登録方法となりますので、以下の内容を必ずご確認ください。

※登録の条件など詳しくは別紙の「堺市スポーツ施設情報システム（オーパス）の利用登録のご案内」、堺市ホームページ等をご覧ください。

### 1. 登録に必要なもの（他の金融機関とは異なり、堺市スポーツ施設使用料等自動払込利用申込書が必要です）

- ・堺市スポーツ施設情報システム登録申請書＜A4版3枚複写（1セット）＞
- ・堺市スポーツ施設使用料等自動払込利用申込書＜A4版3枚複写（1セット）＞
- ・登録者本人（団体の場合は代表者役職名義）のゆうちょ銀行預金通帳

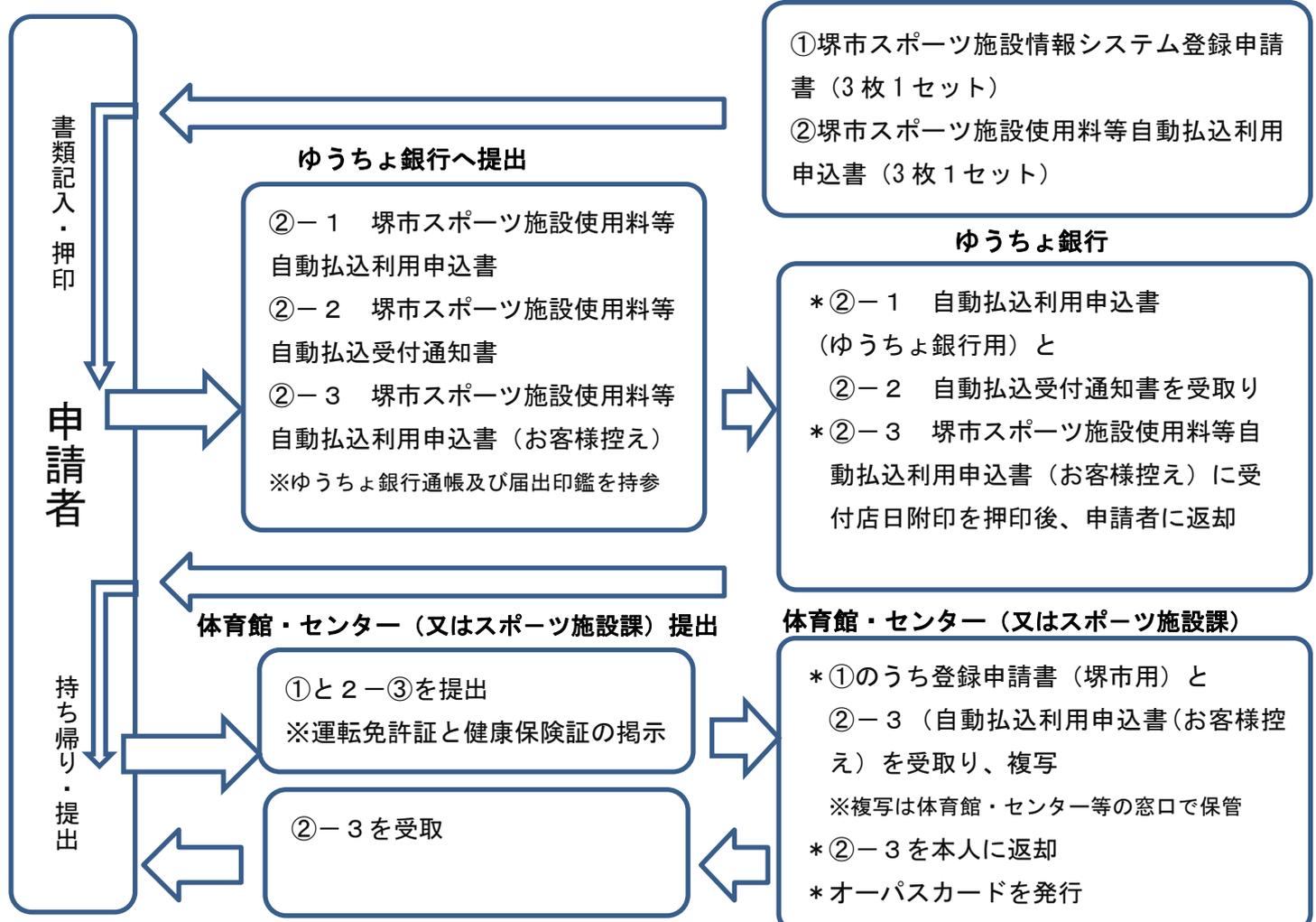
**※登録者が子どもの場合、子ども本人名義の口座が必要です**

- ・登録者本人（団体の場合は代表者）のゆうちょ銀行届出印鑑
- ・登録者本人（団体の場合は代表者）の運転免許証又健康保険証
- ・団体の場合は構成員の住所・年齢等が掲載されている任意の名簿（（市内・市外区分、利用料金区分等の確認するために必要です）

※堺市外にお住まいの方で堺市在勤の場合は在勤証明書、堺市在学の場合は生徒手帳・学生証が必要です。

※ゆうちょ銀行預金通帳及びゆうちょ銀行届出印鑑は、ゆうちょ銀行窓口で必要となります。

### 2. 利用者登録申請の流れ



### 3. ゆうちょ銀行ご利用時の注意事項

#### (1) 登録について

「堺市スポーツ施設情報システム登録申請書（3枚1セット）」と「堺市スポーツ施設使用料等自動払込利用申込書（3枚1セット）」の2種類の記載が必要となります。

ゆうちょ銀行をご利用の場合、「堺市スポーツ施設情報システム登録申請書（3枚1セット）」の『指定預金口座欄』のご記入及び同申請書のゆうちょ銀行への提出は不要です。

「堺市スポーツ施設使用料等自動払込利用申込書(3枚1セット)」をゆうちょ銀行へ提出してください。  
自動払込のお申込みの際、必要なものに関しましては、事前にゆうちょ銀行にお問い合わせください。

#### (2) 自動払込利用申込書記載内容の不足・不備等があった場合について

ゆうちょ銀行に届出をされた自動払込利用申込書について、ゆうちょ銀行より「不備・不足のため訂正等が必要」と連絡を受けた際は、登録を受け付けた体育館・センター等の窓口へ至急ご連絡ください。その際、正しい口座情報が確認できるまでご利用を『一時停止』させていただきます。

ご利用を再開いただくにあたっては、不備・不足の訂正に関して、ゆうちょ銀行への届出が完了した後に、窓口にて再度申請が必要となります。不備・不足を訂正されたことが分かるもの、オーパスカード、ご本人確認できるもの（運転免許証又は健康保険証）をご持参の上、登録者本人によるお手続きをお願いします。

窓口にて口座確認をさせていただいた後に、ご利用再開とさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

#### (3) 自動払込開始月について

ゆうちょ銀行は、払込開始までに最大3週間程度要することがあります。自動払込開始月は、ゆうちょ銀行窓口受付日からみて、払込開始可能と思われる目安時期となっているため、書類不備やゆうちょ銀行の手続きに要する日数によっては、自動払込利用申込書に記入された月又は窓口で案内した月の翌月以降となる場合があります。

新規登録や口座変更を申請する場合は払込開始までに十分な期間をもって手続きしてください。

また、施設利用の翌月に堺市よりご登録口座からの引き落とし請求をした際に、ゆうちょ銀行より「お取引なしのため自動払込不能」と連絡があった場合には、ご利用を『一時停止』させていただきます。その際には、当該利用料金は利用施設窓口にて現金支払いとなりますので、ご了承ください。

# 《記入例》

ゆうちょ銀行 御中

令和	年	月	日
----	---	---	---

## 堺市スポーツ施設使用料等自動払込利用申込書

私は、堺市から請求されたスポーツ施設の使用料等の金額を自動払込みにより支払いたいのので、次のとおり依頼します。  
なお、貯金残高不足等により納入できないときは、堺市の指定する納入方法により改めて納めます。

※登録申請者が、個人の場合は個人の住所、氏名及び本人名義の口座を、団体の場合は団体の名称及び事務所の所在地（これがなければ代表者の自宅の住所）、代表者の氏名並びに団体で開設した口座を記載してください。

登録申請者 (納入義務者)	住所	〒 ( 590 - 0078 ) TEL 072 ( ▽▽▽ ) ▽▽▽▽ 番 (自宅・勤務先)		
	(フリガナ)	堺市堺区南瓦町〇番△号		
	団体名称	団体でのご登録の場合は、「団体名称」「役職及び氏名」		
	(フリガナ)			
	氏名 ※団体は代表者名	堺 太郎		
利用者番号				

個人の場合は個人の住所、氏名及び本人名義の口座を、団体の場合は団体の名称及び事務所の所在地（これがなければ代表者の自宅の住所）、代表者の氏名並びに登録団体名称と同一の名義で開設した口座

※ 登録者が子どもの場合、子ども本人名義の口座が必要です

\*お取引口座

口座名義人	住所	〒 ( 590 - 0078 ) TEL 072 ( ▽▽▽ ) ▽▽▽▽ 番 (自宅・勤務先)			お届け印 
	(フリガナ)	サカイ タロウ			
	氏名	堺 太郎			
ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰でご記入ください。)	
	166	30	1 0 ※		
	払込先口座番号	00980-8-960896		払込開始月	月
	払込先加入者名	堺市会計管理者		払込日	25日 (土・日・祝日の場合は、翌営業日)

ゆうちょ銀行の自動払込み規定が適用されます。



受付店日附印

(お客様) → (金融機関)

## 堺市スポーツ施設使用料等自動払込利用申込書の記入方法

### 《登録申請者（納入義務者）欄について》

1. 住所 堺市スポーツ施設情報システム登録書に記入した住所と同一の住所をご記入下さい。
2. 電話番号 堺市スポーツ施設情報システム登録書に記入した電話番号と同一の番号をご記入下さい。
3. 氏名 登録者申請者の氏名をご記入下さい。  
団体の場合は、団体名称、役職・氏名をご記入下さい。

### 《お取引口座欄について》

4. 口座名義人 個人の場合は個人の住所、氏名及び本人名義の口座を、団体の場合は団体の名称及び事務所の所在地（これがなければ代表者の自宅の住所）、代表者の氏名並びに登録団体名と同一の名義で開設した口座を記入してください。（代表者等の個人名義の口座は不可）  
**※登録者が子どもの場合、子ども本人名義の口座が必要です**
5. お届け印 通帳の届出印を1枚目（ゆうちょ銀行用）、2枚目（堺市保管用）に押印してください。
6. 通帳記号 6桁目がある場合は※欄にご記入下さい。
7. 通帳番号 アラビア数字で右詰めでご記入下さい。
8. 払込開始月 ゆうちょ銀行窓口で確認の上、ご記入下さい。

◎堺市スポーツ施設使用料等自動払込利用申込書のご提出のみではカードの利用登録及び口座変更は受付できません。併せて「堺市スポーツ施設情報システム利用者登録申請書」の提出が必要となります。  
※ゆうちょ銀行ご利用の場合は、「堺市スポーツ施設情報システム登録申請書」の「指定預金口座欄」のご記入は不要です。

◎ゆうちょ銀行にて「堺市スポーツ施設使用料等自動払込利用申込書」に受付店日附印をもらって下さい。

◎郵送や電子メール等による申請はできません。ゆうちょ銀行届出の上、体育館・センター又はスポーツ施設課までお越し下さい。